

○財務省告示第二百三十七号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年八月二十九日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成三十年九月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	三 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第四百 十九回、第五百十回、第五百十 二回、第五百十三回、第五百十 四回及び第六十四回）、利付国 庫債券（三十年）（第十四回、第 十五回、第十八回、第二十一回、 第二十二回、第二十八回、第二 十九回、第三十三回、第三十四 回、第三十五回、第三十六回、 第三十七回、第三十八回、第三 十九回、第四十回、第四十二回、 第四十四回、第四十五回、第四 十六回、第五十一回及び第五十 七回）及び利付国庫債券（四十 年）（第三回、第四回、第五回、 第七回及び第九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十七 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す		

五	募入決定の	十	発行価格	十	振替単位	九	最低額面金額	八	払込金額	七	発行額	六	発行額	五	募入決定の
三	の経過利	一	発行額	一	振替単位	九	最低額面金額	八	払込金額	七	発行額	六	発行額	五	募入決定の
二	子率		格日		位		金額		金額						

る。利回りに応じた者が加算する。競争に付して行われる入札に由る発行利回り格差の小さい申込みのうち、その応募額を順次割り当てる。四十九億七千万円以内（別表のとおり）五千万円振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十年八月二十九日平成三年八月二十九日発行の国債、次に算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \text{残存年数} + \left[ \frac{1 + \text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right] \times \text{残存年数}$$

（別表のとおり）  
 募入決定の通知を受けた者は、  
 払込金額に加えて、次の算式によ  
 り算出した金額を払込日に払  
 い込むものとする。

の額の利率の／子に日同  
 100 × 各発行対象国債の前号過と  
 支払期日の発行日か、第十日  
 支規定する支払期日は、  
 日

(利付国庫債券 (第二十回) (第五十回))	(利付国庫債券 (第二十回) (第四十九回))	名称及び記号	(別表)	二十 十八	十九 十八	十 十八	十 十八	十 十八	十 十八	十 十八	十 十八	十 十八	十 十八	十 十八	十 十八
一・四％	一・五％	利率(年)		平成三十年八月二十九日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	値の単利	参考統計	協会の発表	年八月二十八日	銘柄毎の基準利回りは、平成三十	額面金額のとおりにつき、百円	(別表のとおり)	同。	第十号に規定する発行日後の各
平成九年四月二十六日	平成六年四月二十六日	償還期限		平成三十年八月二十九日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	値の単利	参考統計	協会の発表	年八月二十八日	銘柄毎の基準利回りは、平成三十	額面金額のとおりにつき、百円	(別表のとおり)	同。	第十号に規定する発行日後の各
千二百四十億円	六十四億円	(発行金額)		平成三十年八月二十九日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	値の単利	参考統計	協会の発表	年八月二十八日	銘柄毎の基準利回りは、平成三十	額面金額のとおりにつき、百円	(別表のとおり)	同。	第十号に規定する発行日後の各

（（利 第三付 二十年 九）債 回）券 ）	（（利 第三付 二十年 八）債 回）券 ）	（（利 第三付 二十年 二）債 回）券 ）	（（利 第三付 二十年 一）債 回）券 ）	（（利 第三付 十年 八）債 回）券 ）	（（利 第三付 十年 五）債 回）券 ）	（（利 第三付 十年 四）債 回）券 ）	（（利 回第二 百十 六）國 十）庫 四）債 券	（（利 回第二 百十 五）國 十）庫 十）債 四）券	（（利 回第二 百十 五）國 十）庫 十）債 三）券	（（利 回第二 百十 五）國 十）庫 十）債 二）券
二 ・ 四 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	○ ・ 五 %	一 ・ 二 %	一 ・ 三 %	一 ・ 二 %
九平 月成 二五 十日 年	三平 月成 二五 十日 年	日年平 三成 月四 二十八	十年平 日十成 二四 月十七 二十七	日年平 三成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十六	日年平 三成 月四 二十六	三平 月成 二五 十日 年	日年平 九成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七
円百 九 十七 億	円百 四 十六 億	十 億 円	五 十 五 億 円	十 億 円	四 十 七 億 円	円百 二 十九 億	五 十 億 円	六 十 八 億 円	七 億 円	億二 円百 三十 一

（（利 第三付 四十年 六）債 回券 ）	（（利 第三付 四十年 五）債 回券 ）	（（利 第三付 四十年 四）債 回券 ）	（（利 第三付 四十年 二）債 回券 ）	（（利 第三付 四十年 回）債 回券 ）	（（利 第三付 三十年 九）債 回券 ）	（（利 第三付 三十年 八）債 回券 ）	（（利 第三付 三十年 七）債 回券 ）	（（利 第三付 三十年 六）債 回券 ）	（（利 第三付 三十年 五）債 回券 ）	（（利 第三付 三十年 四）債 回券 ）	（（利 第三付 三十年 三）債 回券 ）
一 ・ 五 %	一 ・ 五 %	一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	一 ・ 八 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 〇 %
日年平 三成 月五 二十七	十年平 日十成 二月 二十六	日年平 九成 月五 二十六	日年平 三成 月五 二十六	日年平 九成 月五 二十五	日年平 六成 月五 二十五	日年平 三成 月五 二十五	日年平 九成 月五 二十四	日年平 三成 月五 二十四	日年平 九成 月五 二十三	日年平 三成 月五 二十三	日年平 九成 月五 二十二
円百 四十二 億	四十四 億円	二十六 億円	円百 八十一 億	百三十 億円	七十六 億円	五十五 億円	億三百 三十五	二百億 円	三十六 億円	七十七 億円	百二十 億円

（（利 第四付 九十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 七十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 五十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 四十国 回年庫 ））債 券	（（利 第四付 三十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十国 十年庫 七））債 券 回	（（利 第三付 五十国 十年庫 一））債 券 回
○ ・ 四 %	一 ・ 七 %	二 ・ 〇 %	二 ・ 二 %	二 ・ 二 %	○ ・ 八 %	○ ・ 三 %
日年平 三成 月六 二十 十八	日年平 三成 月六 二十六	日年平 三成 月六 二十四	日年平 三成 月六 二十三	日年平 三成 月六 二十二	十年平 日十成 月五 二十九	日年平 六成 月五 二十八
億四 円百 六十 四	億四 円百 九十 三	円百 五十 五億	六 十八 億 円	億二 円百 三十 五	十七 億 円	五 億 円